

# 市役所の組織が変わります

市では次のとおり組織の見直しを行います。(前頁に組織機構図)

## ○主な変更内容

・太陽光発電システム設置費補助金等：新エネルギー対策室→環境課環境政策担当

## 保健福祉部

### ▽担当が変わります

・子どもサポートセンター  
・社会福祉課→子ども課  
・各地域包括支援センター  
・本庁高齢福祉課及び各総合支所健康福祉課→地域包括ケア推進課  
・介護保険関係、介護認定関係：介護保険課→高齢福祉課介護保険担当、高齢福祉課介護認定担当

## 産業振興部

### ▽担当が変わります

・獣害対策関係：農林課農林整備担当林務チーム→農林課農林整備担当獣害対策チーム  
・農村整備関係：農林課農林整備担当農村整備チーム  
↓農林課農林整備担当農林整備チーム  
・林務関係：農林課農林整備担当林務チーム→農林課農林整備担当農林整備チーム

## 都市整備部

### ▽担当が変わります

・地方都市リノベーション関係：まちなか土地利用推進室→市街地整備課リノベーション担当  
・市街地整備関係：都市計画課市街地整備担当→市街地整備課市街地整備担当  
・市営住宅関係：建築課→住宅課市営住宅担当  
・あつたか住まいるバンク等  
定住促進関係：建築課住宅担当→住宅課定住促進担当  
・市有建築物の営繕等関係：建築課建築担当→建築課建築営繕担当

## 各総合支所

### ▽名称が変わります

・建築指導課→建築課

・新たな地域自治制度のスタートに伴い、各地域まわりの課の地域自治担当の名称を地域まわりの担当に変更し、地域まわりのセンターを設置します。  
▽担当が変わります  
・各地域包括支援センター  
・各健康福祉課介護高齢担当→地域包括ケア推進課地域包括支援センター担当  
※各総合支所の地域包括支援センターの場所は今までどおりです。

## 藤岡総合支所

### ▽担当が変わります

・道の駅みかも：産業振興課農林振興担当道の駅みかも

## 国民年金のお知らせ

●国民年金保険料の額が変わります  
国民年金の保険料は毎年度改定されます。平成27年度は月額1万5590円(前年度比340円増)となります。

4月上旬に日本年金機構から納付書が送られます。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めてください。保険料を前納する場合は、4月30日(木)が納期限です。

◎学生納付特例の申請は4月1日(水)から  
学生で所得が一定額以下の場合、申請すると国民年金保険料の納付が猶予されます。

◇申請に必要なもの  
・年金手帳  
・学生証(写し可)または在学期間がわかる在学証明書  
・印鑑

◇申請できる期間  
平成27年度に申請ができるのは、申請が受理された月の2年1か月前～平成28年3月までの保険料になります。

なお、平成26年度に学生納付特例を承認された方で、平成27年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等の印字された学生納付特例申請書(ハガキ形式)が送付されます。これを返送した方は、窓口での申請は不要です。

◆問合せ  
本保険医療課 ☎(21)2134  
大生活環境課 ☎(43)9216  
藤生活環境課 ☎(62)0903  
都生活環境課 ☎(29)1102  
西生活環境課 ☎(92)0307  
岩生活環境課 ☎(55)7762

## 3月号8頁記事の訂正とお詫び

平成27年3月号8頁「住宅火災から命を守るために」の記事におきまして、平成26年中の火災発生件数に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

火災発生件数  
誤：79件 正：80件  
住宅火災件数  
誤：22件 正：23件

## 集合住宅の水道料金等 特例制度を開始します

集合住宅を一つのメーターで検針して集合住宅全体の請求が所有者又は管理人になつてくる場合、5月より特例が受けられるようになります。特例は2種類あり、内容と主な要件は以下のとおりです。

### ◇第1種集合住宅の特例

使用している戸数を申請することによって受けられる特例。使用した水量を口径13mmで戸数分均等に使用したとして合計金額を請求します。基本料金は使用戸数分がかかりますが、超過水量が多いほど金額は安くなります(使用水量によっては安くなりません場合もあります)。

### ◆主な要件

①各戸が住居として使用できるものであること  
②店舗なども併用されている場合は、半数以上が住居であること

### ③各戸に専用の給水栓などが設置されていること

### ◇第2種集合住宅の特例

3階建以上で受水槽があり各戸にメーターがある集合住宅が対象です。今まで所有者又は管理人が行っていた各戸の検針を、市が行い使用者に請求します。

### ◆主な要件

①各戸が住居として使用できるものであること  
②共有スペース部分で使用している水道にもメーターを設置すること  
③メーターの検針が支障なくできるようにすること  
④各戸メーターが市の基準に適合しており検定期間が有効であること  
※申請後、第1種、第2種の集合住宅に認定された場合、次の定例使用期間から特例が適用されます。詳細は左記に問い合わせください。

### ◆問合せ先

本水道業務課 ☎(25)2103  
本下水道課 ☎(21)2418

## 特別児童扶養手当・特別障害者手当等の手当額改正

平成27年4月分から左記のとおり手当が改正されます。手当額は、物価の変動に応じて毎年度改正されます。

手 当 名	3月分までの支給月額	4月分からの支給月額
特別児童扶養手当	1級・・・49,900円	1級・・・51,100円
	2級・・・33,230円	2級・・・34,030円
特別障害者手当	26,000円	26,620円
障害児福祉手当	14,140円	14,480円
福祉手当(経過措置分)	14,140円	14,480円

## 市役所の窓口で口座振替を受けられる金融機関が増えました

昨年12月から、一部の金融機関の口座振替の新規申込みが、キャッシュカードと暗証番号入力により市役所本庁舎の窓口で簡単にできるようになりましたが、このたび新たに左記の金融機関の口座で利用できるようになりました。

### ◆ご利用可能な金融機関(太字は新規)

足利銀行、中央労働金庫、群馬銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、足利小山信用金庫、ゆうちょ銀行  
※2月2日現在  
【取扱目等と申請窓口】  
国民健康保険税(本保健医

## 教育委員会

・栃木市図書館西方分館  
▽名称が変わります  
・栃木市図書館西方分館

▽担当が変わります  
・大平、藤岡、都賀文化会館に関する文化振興担当文化振興チーム

・認定西方なかよしこども園：西方教育支所→保育課

本総務課 ☎(21)2342



## ◆問合せ

本社会福祉課 ☎(21)2203  
大健康福祉課 ☎(43)9202  
藤健康福祉課 ☎(62)0904  
都健康福祉課 ☎(29)1103  
西健康福祉課 ☎(92)0309  
岩健康福祉課 ☎(55)7759

療課)市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、後期高齢者医療保険料、介護保険料(本収税課)市営住宅使用料(本建築課)奨学金返還金(本教育総務課)  
【ご利用に必要なもの】  
①金融機関のキャッシュカード(個人の普通預貯金口座に限る)  
②国民健康保険被保険者証または運転免許証等の身分証明書  
本保険医療課 ☎(21)2132

## 「巡回結核検診」が 集団検診へと統合されます

これまで一部地域(大平、藤岡、都賀、岩舟地域)では「巡回結核検診」という形で、結核のみの巡回検診が行われていましたが、受診者数の減少などにより、平成27年度から「結核・肺がん検診」として、集団検診の中で行うことになりました。

## 75歳の誕生日を迎える方へ 後期高齢者医療被保険者証を送付します

75歳の誕生日から、それまでの健康保険を抜けて後期高齢者医療制度に移ります。75歳の誕生日前に「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します。保険料の通知は誕生月の翌月以降に郵送します。

本保険医療課 ☎(21)2137

◆問合せ  
本保険医療課 ☎(21)2134  
大生活環境課 ☎(43)9216  
藤生活環境課 ☎(62)0903  
都生活環境課 ☎(29)1102  
西生活環境課 ☎(92)0307  
岩生活環境課 ☎(55)7762

**タイヤのことなら当店へ!**  
お客様の要望をお聞きし、お客様の満足するタイヤをお勧めします。どうぞ遠慮なく相談してください。

タイヤショップ **VORTEX** ヴォルテックス  
栃木市城内町2-40-1  
定休日/年中無休(お盆と年末年始除く)  
http://www.tire-vortex.com  
TEL0282-22-8844  
営業時間/AM9:30~PM7:00

**ガス衣類乾燥機で花粉にサヨナラ!**  
ガスのパワーでふっくら乾燥!!  
スピーディーで、経済的!!  
「ちょっと相談してみようかしら?」とお考えの方、お気軽にご連絡下さい!

**栃木ガス株式会社**  
栃木市城内町2-2-23 TEL 0282-22-2939